

市独自支援策

「雇用の維持」「求職者の就職」を支援するための市独自制度として

地域雇用対策事業を実施します

市では、現在の極めて厳しい地域雇用・失業情勢に鑑み、「宮津市雇用創出推進基金」を活用した市独自の施策として、雇用の維持及び求職者の就職支援につながる事業を実施し、雇用の安定・創出を推進することとしています。

1 宮津市雇用安定助成金 （お問合せ先：産業政策係）

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部が国から助成されます。

この助成金に市が追加助成することにより、国とあわせて対象額（基準賃金額）の全額を助成し、市内雇用の確保と事業者の負担軽減を図ります。

助成額

国の助成事業名	国の助成率 ¹	市の助成率 ²
中小企業緊急雇用安定助成金	対象額の 4 / 5	対象額の 1 / 5 以内
雇用調整助成金	" の 2 / 3	" の 1 / 3 以内

¹ 国の助成額が基本手当日額の最高額（現在は 7,730 円です。）を超える場合は、最高額が限度額となります。

また、従業員の解雇等を行わない事業主に対しては、国の助成金の上乗せがあります。
（中小企業：4 / 5 9 / 10 大企業：2 / 3 3 / 4）

なお、国の助成率の上乗せがあった場合は、上乗せ相当額を市の助成額から控除します。

² 市からの助成金は 1 事業所に付き 200 万円を限度とします。

期間：平成 20 年 12 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の休業及び出向に係る手当、賃金等の経費を助成対象とします。

2 宮津市雇用促進奨励補助金 （お問合せ先：商工観光係）

市内の事業所が、15 歳以上 65 歳未満の本市住民を雇用保険の被保険者として 1 年以上雇用する場合に補助金を交付し、市内の雇用促進及び雇用機会の拡大を図ります。

補助対象

【事業所としての要件】

雇用保険の適用事業所の事業主のであること。（市長が別に定める事業を行うものを除く。）

雇入れの日の 6 月前の日から補助金の交付決定までの間に、当該事業所等において雇用者を事業主の都合により解雇していないもの

市税を完納しているもの

人件費に対し市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの

【対象となる雇用者の要件】

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に本市所在の事業所等で雇用された 15 歳以上 65 歳未満の宮津市住民

1年以上雇用される雇用保険の被保険者で、下記に該当するもの

雇用区分	契約内容の区分	該当の可否	
		原則	雇用の6月前までの間に非自発離職者となった者を雇用した場合
常用雇用 (30時間～/週)	雇用期間の定めのない雇用契約	40万円/人	
	雇用期間の定めのある雇用契約	×	40万円/人
パート雇用 (20～30時間/週)	雇用期間の有無は不問	×	20万円/人

雇用契約に雇用期間の定めがある場合でも、1年以上の契約期間を必要とします。

国、府等の補助金等の対象となる場合(国の試行雇用奨励金の対象となる場合を除く)は、補助金の対象となりません。

交付方法:雇用開始後6ヵ月経過後に補助金額の50%、1年経過後に50%を交付します。

期間:平成21年4月1日から平成22年3月31日までの新たな雇用を対象とします。

3 宮津市職業能力向上支援補助金

(お問合せ先:産業政策係)

市民及び市内の事業所を対象として、研修会に係る受講料、教材費、旅費及び事業者が休業中に研修を実施する場合の講師派遣料、会場借上料の一部を補助し、従業員の能力開発及び技術力向上を図るとともに、未就業者及び失業者の就職に必要な技能等の修得を支援します。

補助の対象となる研修

- ・職業訓練法人丹後地域職業訓練協会が実施する研修
- ・宮津商工会議所が実施する研修
- ・社会福祉法人宮津市社会福祉協議会が実施する研修
- ・雇用保険法の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練
- ・そのほか公共的機関が実施する研修

補助額

区 分	対象経費 ¹	補助率 ²	上限額(年額)
個人が研修を受講又は事業所が従業員に受講させる場合	受講料、教材費、旅費	対象経費の4/5	5万円
事業所が自ら研修を実施する場合 休業及び出向に係る国の助成(教育訓練費を除く)を受けている事業所に限る。	講師派遣料、会場借上料	対象経費の2/3	50万円

¹ 教材費は研修主催者から請求のあったもの。また、旅費は公共交通機関を利用した場合に限ります。

² 国、府等の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額を補助対象とします。

期間:平成21年4月1日から平成22年3月31日までに受講・開催した研修を対象とします。

地域雇用対策事業に関するお問合せ先

宮津市役所産業振興室 産業政策係・商工観光係 22-2121